

意見書

平成16年8月18日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 殿

郵便番号 317-8601

住所 (ふりがな) 茨城県日立市助川町1丁目1番1号

氏名 (ふりがな) 日立市

ひたちしちょう 日立市長 かしむら 榎村 ちあき 千秋

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のと
おり意見を提出します。

別紙

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関する意見

「第2節 国，地方公共団体の扱いについて」に関し、次のとおり意見を提出します。

1 意見

本市は、各種災害対応時に、市民の生命、身体、財産を保護する目的として必要な情報を提供するための手段として、防災行政無線を使用しています。これは、「災害対策基本法」に基づく行政が担う責務であり、最低限度の情報伝達手段と考えています。

そもそも、防災用として使用するために取得している当該無線局に電波利用料を課すこと自体が理解できないことですが、そのうえ他の電波利用者と同様に電波利用料の負担を求めるのは、なお理解できないものです。一方、消防庁では災害対応時の有効手段として「防災行政無線」の整備促進を行っている状況です。

そのようなことを踏まえ、当該電波利用料の徴収を含めた見直しでは免除等に関する見直しは行わず、民間等が収益目的に使用するものと、災害対策基本法の主旨に基づき行政が使用する場合の電波利用の取り扱いについては区別した議論をお願いし、無線局本来の開設目的を整理したのち、防災行政無線に係る電波利用料は全額免除すべきと考えます。

2 理由

防災行政無線は、災害対策基本法に基づき地方自治体が市民に対して、生命、身体、財産の保護を目的として整備・使用している公共的なものであります。総務省消防庁でも各種災害対応時（特に津波対策）に必要な機器として整備促進を行っている実態（補助金交付要件）があります。そのような無線局に対し、民間等収益目的の電波利用と同等に扱い、電波利用料を減免又は免除の見直しにより新たな財政負担を地方公共団体へ求めることは、議論の論点にいささか不明瞭な部分があるのではないかと考えます。

よって、本来の無線局使用目的を鑑みたくうえで、改善すべき内容を十分整理いただくことが先決と考えます。

意見書

平成16年8月18日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 790-8570

(ふりがな) えひめけんまつやましいちばんちょう

住所 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

(ふりがな) えひめけんけんみんかんきょうぶかんにりきよく

氏名 愛媛県県民環境部管理局

しょうぼうぼうさいあんぜんか ききかんりしつ

消防防災安全課 危機管理室

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙
のとおり意見を提出します。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会
最終報告書(案)」に関する意見書

愛媛県県民環境部管理局
消防防災安全課 危機管理室

現行法では、防災行政無線に係る電波利用料については、金額が電波法第103条の2に規定する金額の二分の一に相当する額とされており、一部減免されております。

しかし、防災行政無線は、

- 現行法で電波利用料の適用除外となっている消防事務用や水防事務用の無線と同様に災害時の非常通信手段であり、「国民の生命、身体、財産の保護」に係る高い公共性を有するものであること
- 国の周波数割当計画に従い、今後、周波数移行及びデジタル化等への大幅な設備更新の必要性があり、更新に係る多額の経費が求められる一方、地方財政は益々厳しくなっており、新たな電波利用料の負担は困難であること

から、電波利用料の適用除外としていただくよう要望します。

意見

平成18年 8月18日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

841-0037
さがけん とすし ほんまち3ちょうめ
佐賀県鳥栖市本町3丁目1488-1
とす・みやきちくしょうぼうじむくみあい
鳥栖・三養基地区消防事務組合
はら まさひろ
消防長 原 正弘

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただく、意見を提出します。

意見書

平成16年(2004年)8月18日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 758-0304
住 所 山口県阿武郡むつみ村大字3191番地の1
団 体 名 山口県 阿武郡 むつみ村
代表者名 むつみ村長 大 枝 邑

「電波有効利用政策研究会 電波利用部会 最終報告書(案)」に関し下記のとおり意見を提出します。



記

- 1 本村において運用中の防災行政無線は、特に災害時において、有線が途絶した場合、欠くことのできない唯一の重要な情報手段であり、これによって収集伝達される情報は、村民の生命及び財産の維持確保、災害発生の未然防止に大きく寄与しているところです。
- 2 消防活動において、人命の救助、財産の維持確保のためには、緊急かつ確実な情報伝達手段の確保が必要であり、防災行政無線は、欠くことのできない重要な情報伝達手段です。
- 3 防災行政無線は、公共かつ重要な無線であり、これに対する新たな電波利用料の負担増は、消防防災体制の確立、維持に影響し後退させるものと考えますので、現行のとおり減免措置を切に要望します。

意見書

平成16年8月18日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 〒520-8575
(ふりがな) おおつしごりょうちょう
(住 所) 大津市御陵町3-1
(ふりがな) おおつししょうぼうきょく
(めいしょう) 大津市消防局
(ふりがな) にしおかよしお
(代表者名) 西岡 義雄
(電話番号) 
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波使用料部会 最終報告(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

貴職におかれましては、消防無線の運用に格別のご配慮とご努力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、消防は、消防使命を効果的に達成するため日々電波を有効利用して消防行政に取り組んでおります。
電波は、国民共有の限りある貴重な資源ではありますが、消防機関は、その活動を効果的に実施するため電波を使用して消防の生命線である人命情報、支援情報等災害情報の伝達手段として必要不可欠で最も重要なものの一つであると認識しております。
今回、消防無線について受益者負担の原則に基づき電波使用料の徴収が検討されているとのことですが、これが実施されれば消防サービスの低下に繋がるものと懸念しているところでありますので、是非とも今までどおりの減免での運用をお願いするものです。
その理由は、消防無線の使用で利益を得るのは国民であり、自らの受益のため電波利用している事業者とは本質的に違うものと考えております。
また、今後の消防無線行政について考えるとき、高機能指令装置、消防活動支援情報、阪神淡路大震災を教訓とした、国・県・市町村単位での被害情報の共有や掌握のための被害状況の画像伝送、消防応援隊の意思疎通を行うための全国共通無線の整備等、消防活動についてはすべて電波の使用を避けられず、更には、電波の有効活用を考えデジタル化に移行しようとしているこの時期に、使用料の負担はかなりの重みになり自治体消防としての計画の先送りなど見直しを迫られることになりかねません。
つきましては、消防にとって電波の活用は不可欠であることをご理解頂き、これに代わる方法が見つからない今日、全ての国民が電波の恩恵を受ける公共性の高い消防無線に対して、現行どおりの電波使用について特例処置を継続して頂きたく意見を提出するものです。

意見書

平成16年8月18日

総務省 総合通信基盤局
電波部 電波政策課 あて

郵便番号 769-2515

(ふりがな) かがわけんひがしかがわしまちだ

住所 香川県東かがわ市町田56-1

(ふりがな) おおかわこういきしょうぼうほんぶ

氏名 大川広域消防本部

しょうぼうちょう ひらじま かなめ

消防長 平島 要

電話

E-mail

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線等の電波利用料減免措置は、国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体に財政的な負担を課すことにより、住民にとって必要不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法主旨は現在でも何ら変わるものはないどころか、住民からの消防業務に対する期待は増すばかりである。しかしながら昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、消防業務への予算削減が発生する状況の中、さらに減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下が一層懸念されます。

大川広域消防本部では、管内に讃岐山脈などの山間部が多いため、携帯・衛生電話の不感地帯が多く消防無線等に依存するしかない状況のもと、現在の消防無線等の基地局整備についても必要最低限で運用しており、また災害防除活動時に消防無線等の使用についても必要最低限にとどめております。このことから、電波利用料の徴収が電波利用のインセンティブに必ずしも繋がるとは思えません。事業者が電波を利用することによって便益をうけるのが事業者自らであるのに対し、大川広域消防本部が消防無線等を利用することによって便益を受けるのは、主にさぬき市ならびに東かがわ市の市民であります。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済価値は生じないといえます。

さらに大川広域消防本部では、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いられることになりデジタル化移行への遅れが懸念されます。

このようなことから、地方公共団体の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年 8月18日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 殿

郵便番号 310-8555

(ふりがな) いばらきけんみとしかさはらちょう
住所 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

(ふりがな) いばらきけんせいかつかんきょうぶ
しょうぼうぼうさいかちょう
すずき としまさ
茨城県生活環境部消防防災課長
鈴木 利正

電子メールアドレス

注 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を
記載することとする。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり
意見を提出します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関する意見

「第2節 国，地方公共団体の扱いについて」に関し 次の通り意見を提出します。

1 意見

- (1) 消防救急無線，水防無線については，現行どおり電波利用料を免除すべきと考えます
- (2) 防災行政無線について，現行1/2免除から全額免除とすべきと考えます。

2 理由

(1) 1-(1)について

- ① 消防救急無線，水防無線は国民の生命，身体，財産（以下国民の生命等）を保護する法的な任務を遂行することを目的とするものであり，地方公共団体が当該任務を果たすため必要不可欠なものであります。

従って，一部の利用者が自己の目的実現のため使用するものに利用料を課す場合とは区別し，電波利用料を免除すべきであると考えます。

- ② 消防救急無線，水防無線は，国民の生命等の保護に必要不可欠なものとして設置しているものであり，他に代替え措置が無いものであります。

従って，電波利用料の徴収が，電波有効利用の誘因になるとは考えられません。

- ③ 地方自治体の厳しい財政事情，国からの補助金削減等の中で，電波利用料について自治体の負担を増せば，維持管理費にそのしわ寄せが及び，国民の生命等の保護に必要不可欠な通信設備の機能維持に支障が生じる恐れがあります。

(2) 1-(2)について

- ① 都道府県及び市町村防災行政無線が，国民の生命等を保護するために必要不可欠なものであることは，新潟・福島及び福井豪雨で一般に広く認知されたところであります。

当該無線局は，災害対策基本法に基づき設置されるもので，消防救急無線及び水防無線と同様に扱うべきであると考えます。

- ② 全国の市町村防災行政無線の未整備は 同報系約3割，移動系約2割であり，国民の生命等を守るため，国の施策・自治体の責務としてさらに普及を進めていかなければならないものであります。

地方自治体の厳しい財政事情，国からの補助金削減，無線設備のデジタル化による設備費高騰等がある中，電波利用料の負担を増やすことは，防災行政無線の普及を阻害する恐れがあり，むしろ，促進を図るため当該利用料を全額免除とすべきであると考えます。

- ③ 市町村防災行政無線（同報系）（以下同報系無線）の子局がアンサーバック方式の場合，子局が固定局扱いになるため，当該機能導入で電波利用料が多大になります。

従って，現状の電波利用料は国民の生命等を守るための設備についてその信頼性向上を妨げる恐れがあると考えられます。

- ④ 国の施策として，同報系無線のデジタル化を進めており，デジタル化の利点として双方向通信が可能としているところでありますが，双方向通信の場合，子局が固定局となり利用料対象無線局が大幅に増えることとなります。

従って，現状どおり電波利用を負担することとなれば，デジタル化による双方向通信の導入の際は，市町村にとって多大な負担が生じることとなり，デジタル化移行の妨げになると考えられます。

意見書

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 御中

郵便番号 845-8501

住所 佐賀県小城郡小城町 253 番地 21

氏名 小城町長 江里口 秀次

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

地方公共団体に対する電波利用料の特例措置の継続について

防災行政無線については、その性格上、災害時に防災機関がその責務とする住民の生命、身体、財産を保護するための活動に使用するもので、極めて高い公共性を有した不可欠な情報伝達手段であります。また、電波利用料の減免措置が廃止されれば、財政的な負担が増え、住民への行政サービスの水準が低下すると思われるので、現行どおり電波利用料の特別措置を継続してもらえようお願いします。

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 へ
意見書

平成16年8月18日

郵便番号840-0292

(ふりがな) さがけんさがぐんやまちょうおおあざにいじ1870

住所 佐賀県佐賀郡大和町大字尼寺1870

(ふりがな) やまちょうちょう はらぐちよしはる

氏名 大和町長 原口義春

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

地方公共団体に対する電波利用料の特例措置の継続について

当町では財政運営が大変きびしい状況にあり、その中で電波利用の減免措置が廃止されることは到底容認できないものであります。

このような地域の事情を十分御賢察いただき、現行どおり電波利用料徴収を対象除外とされるようお願いいたします。

芦 消 警 第 7 0 号
平成16年8月18日
(公 印 省 略)

総務省総合通信基盤局
電 波 部 電 波 政 策 課 御 中

兵 庫 県
芦 屋 市 消 防 長

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」
に係るパブリックコメントについて

標記のことについて、「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

以 上

意見書

平成16年8月18日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 御中

郵便番号 659-0064

住所 ひょうごけんあしやしせいどうちょう 兵庫県芦屋市精道町8番26号

氏名 あしやししょうぼうほんぶ 芦屋市消防本部

消防長 かじ い きよし 藤井 清

電話番号

電子メールアドレス

記

本市は、消防組織法第9条の規定により、消防の機関が消防用に供するものとして消防救急無線を開設している。

特に、消防救急無線は災害対応の非常通信手段であり「国民の生命、身体、財産の保護」に係る法的な任務を遂行することを目的とする、緊急かつ重要な無線局として開設している。

また、近年、消防救急無線のデジタル化において多大な費用を投入し、今後構築を計画している状況下、電波利用料徴収に伴う追加的財政負担が本市の財政状況が非常に厳しい中、デジタル化に向けての取り組みに影響を及ぼす。

つきましては、消防救急無線については、無線以外に通信を代替する手段が無く公務遂行上不可欠であり、また、本市は平成7年1月17日午前5時46分に発災した、兵庫県南部地震の被災市として全国からの緊急消防援助隊の支援に対し、消防活動における通信連絡手段として、消防救急無線を活用したところである。

消防救急無線は、国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性を有することから、電波利用料徴収の検討において、現行どおり「特例措置の減免」の適用継続を切望いたします。

以上

意見書

平成16年 8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

郵便番号 848-0027

(ふりがな) さがけん いまりし たちばな

住所 佐賀県伊万里市立花壇3-35番地

(ふりがな) いまりししやうぼうほん

氏名 伊万里市消防本部

消防長 川原 清 春

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に關し、添
紙のとおり意見を提出します。

地方公共団体に対する電波利用料の特例措置の継続について

現在、消防無線等は、地方公共団体が開設する無線局の中で、災害時、防災機関が特にその責務として、国民の生命・身体・財産の保護に係る公役に使用するもので、必要不可欠な情報伝達手段であり高い公共性を有してまいります。


この消防無線については、デジタル化に向けた投資が全国的に進められている中、伊万里市では、財政運営が大変厳しい状況にあり、新たに電波利用料を課す事により、こうした地方自治体の取り組みに影響を及ぼす問題等が生じる恐れがあることや、新たに発生する電波利用料が財政的な負担となり、現在ある無線施設等の維持費を圧迫し、行政サービスの水準低下につながることも懸念されるため、電波利用の減免措置が廃止される事は容認できないものであります。

このような地域及び活動上の事情を十分御配慮いただき、現行どおり電波利用料徴収を対象除外とされるようお願いいたします。

意見書

平成16年(2004年)8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 757-8634
住所 山口県厚狭郡山陽町大字鴨庄
94番地
団体名 山陽町
代表者氏名 山陽町長
電子メールアドレス 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に
関し別紙のとおり意見を提出します。

別 紙

防災行政無線について、独自の無線は本町では未設置であり、現在設置にむけての計画があがっております。しかし設置するためにはかなりの費用を要するうえ、電波利用料の負担増によって、財政負担がより増加し、更に財源確保が困難となり、早急にすべきことや必要性は理解しておりますが、設置の時期が遅れることが懸念されます。町民の生命、財産を保護するために重要な設備でありますので防災体制の維持、ひいては推進のために現行のとおり減免措置を要望します。

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あり様

郵便番号 501-3606
(ふりがな) あまぐん かみのほむら
住所 岐阜県武儀郡上之保村 1519-1
(ふりがな) かみのほむら はたの たむつ
氏名 上之保村長 波多野保
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

公の無線局に対する電波利用料については、現行とおりにするよう要望します。

意 見 書

平成16年(2004) 8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 743-0011
住 所 山口県光市光井6丁目16番1号
団 体 名 光地区消防組合消防本部
氏 名 消防長 中村直美

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」 に関し別紙のとおり意見を提出します。

別紙

- 1 当消防組合において運用中の消防救急無線は、人命の救助、財産の維持確保のために緊急かつ確実な情報伝達手段です。
- 2 消防救急無線は、災害現場との情報連絡手段として必要不可欠であり、公共かつ重要な無線局に新たな電波利用料の負担増は、消防体制の確立、維持に影響し後退させるものと考えますので、現行のとおり減免措置を切に望みます。

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信局
電波部電波政策課 様

郵便番号 501-6197

(ふりがな) ぎふけんほしまぐんきなんちようやつるぎ
住 所 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

(ふりがな) ぎふけんほしまぐんきなんちようやくば ちようちよう おせき まきかつ
氏 名 岐阜県羽島郡岐南町役場 町長 伏屋 征勝

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

電波法第103条の2第6項に規定されているように、「専ら国民の生命、身体、財産を保護する法的な任務を遂行することを目的とする無線局」であり、「法律上、地方公共団体が自ら開設することが不可欠となっている無線局」であるため、今後も現行通りの減免措置を望む。しかし、財政難や行政改革により現行法が改正になってもやむを得ないと思う。

意見書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

〒509-2295
岐阜県下呂市森960番地
下呂市役所総務部総務課
電話番号 [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、
下記のとおり意見を提出します。

記

「電波有効利用政策研究会最終報告書（案）」では、地方公共団体が開設する無線局に対する電波利用料の減免措置について、電波の有効活用を図る観点や負担の公平性の観点から、見直すべきと意見が提起されていますが、消防救急無線及び防災行政無線は、国民の生命、財産の保護を図るために、必要不可欠なものであり、公益性が高く、一般の経済活動とは異なるものであり、現行通りの減免措置を設けていただきたい。

意見書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

(郵便番号) 〒326-0807
(ふりがな) とちぎけんあしかがしたいしょうちょう
(住所) 栃木県足利市大正町863
(ふりがな) あしかがししょうぼうほんぶ
(名称) 足利市消防本部
(ふりがな) しょうぼうちょう やまもとたけお
(代表者名) 消防長 山本竹男
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙
のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置について、特に消防無線等は市民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避けることから設けられたものであり、この立法趣旨は現在でも何ら変わるものはないどころか、昨今の地方財政難の状況を鑑みれば、減免措置を廃止することは、市民サービスの低下がより一層懸念されます。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がると思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは市民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、防災行政無線を含めて現行どおり特例措置を継続していただく、当本部の意見を提出致します。

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 365-0062

(ふりがな) さいたまけんこうのすしおおあざみだ

住 所 埼玉県鴻巣市大字箕田1638番地1

(ふりがな) さいたまけんおうこういきしょうぼうほんぶ

名 称 埼玉県中央広域消防本部

(ふりがな) なかねしげる

代表者名 中 根 茂

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防が使用する無線（消防・救急等）については、国民の生命、身体、財産の保護に係る消防活動に必要かつ重要なものであり、非常に公共性の高い通信手段となっております。

このことから、国や地方公共団体に対する電波利用料の減免措置については、住民に対する行政サービス維持の観点からも適切な措置であると言えます。

このような中、減免措置を廃止し、これまでにない財政負担を課すことは、構成市町の負担金に頼っている組合消防の財政をさらに圧迫することとなり、今後の消防救急無線等のデジタル化の移行に対しても影響を及ぼすことが懸念されます。

このようなことから、今後も消防救急無線等に対する特例措置につきましては、現行のとおりとしていただきたく、意見を提出いたします。

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 御中

〒799-2192

えひめけんおちぐんなみかたちょうおおあざひくちこう
愛媛県越智郡波方町大字樋口甲250

えひめけんなみかたちょうちょう かたかみしゅうじろう
愛媛県波方町長 片上修二郎

TEL

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会」報告書（案）に係る
パブリックコメントについて関する意見照会について（回答）

このことについて、下記のとおり回答いたします。

記

意見なし。